

適正な工事の施工を！

－工事の施工上の留意事項－

R7.3 帯広市

帯広市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）の施工にあたっては、工事の品質を確保するため、施工の適正化と関係法令の遵守の徹底をお願いします。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律等では、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を促進する観点から、下請契約及び工事代金等の支払いの適正化、従事する労働者の賃金及び安全衛生その他の労働条件の改善が受注業者の責務として求められています。これらの趣旨をご理解の上、次の事項について十分配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 地元業者の活用と地元資材の優先的調達について

工事の施工に関しては、下請負人のほか、リース、警備、運送等の業務での地元業者の活用、さらには地元資材の優先的調達に努めてください。

2 下請契約の適正化について

工事の一部を下請する場合（公共工事での一括下請は禁止されています。）は、下請負人と対等な立場で十分協議のうえ、工事の内容を明確にするため下請契約を結び、適正な請負代金と工期を設定するとともに、適正な時期での支払いをお願いします。

また、下請負人や現場の労働者が不利益を被らないよう、下請代金は極力現金で支払ってください。手形併用の場合は、現金の比率を高めるとともに、手形期間は60日以内にしてください。手形期間が60日を超える手形は、建設業法上の「割引困難な手形」に該当するとして、禁止規定に違反するおそれがあります。

特に、労務費相当分は必ず現金払にすることが求められています。令和5年度に実施した「下請契約の適正化等の実態調査」（以下、「実態調査」という。）では、現金払額が労務費相当額を満たしていない事例はありませんでしたが、引き続き留意くださいますようお願いいたします。

また、発注者に対しては、請負契約書第7条の規定に基づく下請負人の通知が必要ですので、工事に関わる下請負人等を元請の責任において明確にし、施工体制台帳の写し等を提出してください。

3 適正な水準の賃金等の支払いについて

市発注工事は、労働者の労働条件を確保する観点から、最新の公共工事設計労務単価（4頁参照）を用いて積算しています。

実態調査では、職種毎に令和5年度公共工事設計労務単価を100%とした場合の支払い労務単価の割合を確認した結果、元請では90%未満の職種はなかったものの、下請では18職種のうち9職種が90%未満になり、そのうち軽作業員・とび工・大工の3職種が前回（R3）調査から引き続き90%を下回っています。

各受注者におかれましては、市の積算の考え方を踏まえ、適正な水準での賃金等の支払い及び下請契約に、より一層の配慮をお願いします。

また、運搬費についても、「標準的な運賃」（国土交通省告示）等に基づくよう、配慮をお願いします。

4 社会保険等への加入など労働者の福祉向上について

労働者の福祉向上のため、本市では、社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険等）の未加入建設業者を下請契約の相手方にしないことにしています。下請負人が社会保険等に未加入の場合、指名停止及び工事成績評価の減点の対象になりますので、ご注意ください。

また、元請負人におかれましては、法定福利費を記載した請負代金内訳書を契約締結後14日以内に市へ提出するとともに、下請契約時には、原則、標準見積書を使用のうえ、適正な法定福利費を見込んだ価格で契約をしてください。このほか、労働者福祉の更なる向上のため法定外労災補償制度への積極的加入にも努めてください。

5 消費税の取扱いについて

本市の工事請負代金額等には、消費税及び地方消費税を含んでいますので、下請契約や資材購入等においても、消費税及び地方消費税額分を適切に計上した価格で契約を締結してください。

インボイス制度により、免税事業者である下請負人との取引において、自己の取引上の地位を不当に利用した行為や優越した地位を濫用する行為は、建設業法・独占禁止法の規定に違反します。消費税相当額の取引価格への反映の必要性等については、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定してください。

6 前払金の適正使用について

元請負人は、建設業法の規定により、発注者から前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して資材の購入や労働者の募集、その他工事の着手に必要な費用を前払金として支払うことに配慮することが必要になります。

実態調査では、下請負人の9割に前払金の支払いがなく、そのうち1割は材料費等を立替払いしている状況が見られました。元請負人におかれましては、資材の購入等に必要な費用を前払金で支払うなど、下請負人に対して適切に対応いただきますようお願いします。

7 工事用車両による事故防止・労働者の事故防止について

交通安全管理については、工事関係車両による交通事故を防止するために、過積載の根絶をはじめとした機械等の保管及び運行管理を適切に行うとともに、運転者に対しても交通法規の厳守を指導してください。

貴社の労働者はもとより、下請がある場合は、その労働者も含めた保安教育や工事現場内の保安設備の点検等により、事故防止に万全を期してください。

8 労働者の雇用拡大について

地域活性化のため、公共職業安定所との密接な連携により、地元労働者及び季節労働者の積極的な雇用に配慮してください。また、パートタイム労働者や契約社員など、いわゆる非正規雇用労働者の処遇改善を促進するための「キャリアアップ助成金」等、国等の雇用の拡大につながる制度も積極的に活用してください。

厚生労働省	キャリアアップ助成金	検索
-------	------------	----

9 雇用通知書(労働条件通知書)の完全発行について

労働基準法により、使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金・労働時間・休日などの労働条件を明示した書面により、労働者へ交付する必要があります。

貴社の労働者はもとより、下請がある場合は、その労働者に対しても雇用通知書の完全発行を徹底してください。

厚生労働省	労働条件明示のルール	検索
-------	------------	----

10 法定労働時間の遵守及び年次有給休暇の付与について

労働基準法に基づき、週40時間の法定労働時間を遵守してください。

また、雇入れの日から起算して6ヶ月間を継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した(する予定の)労働者には、年10日の年次有給休暇を付与するとともに、このうち5日は使用者が時期を指定のうえで取得させてください。年次有給休暇の取得に関する規定を設けていない場合には、必ず整備してください。

なお、継続雇用の期間が6ヶ月未満の季節労働者についても、継続就労月数が3ヶ月以上4ヶ月未満の労働者には3日程度、4ヶ月以上6ヶ月未満の労働者には5日程度の有給休暇を付与するよう努めてください。

季節労働者は勤務形態により、これらの有給休暇を取得することが短期間になることも考えられるため、就労期間中で付与を前倒しするなど、有給休暇が取得可能になるよう努めてください。

11 無期転換ルールへの対応について

無期転換ルールとは、労働契約法に基づき、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者(名称問わず雇用期間が定められた社員)の申込みにより、無期労働契約(期間の定めのない労働契約)に転換される制度です。

受注業者におかれましては、厚生労働省の「無期転換ポータルサイト」等を参考に、無期労働契約受入体制の整備及び従業員への制度の周知を徹底するよう努めてください。

なお、無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権の発生前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨からも望ましくありません。

厚生労働省	無期転換サイト	検索
-------	---------	----

12 働き方改革関連法の施行に伴う取組みについて

働き方改革は、個々の置かれた事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

受注業者におかれましては、厚生労働省の「働き方改革特設サイト」等を参考に、働き方改革に向けた取組みをお願いします。

厚生労働省	働き方改革	特設サイト	検索
-------	-------	-------	----

13 特別徴収の実施について

給与から所得税を源泉徴収している事業主は、原則として、特別徴収義務者として市・道民税を特別徴収することが、地方税法等で義務付けられています。納税者の利便性向上のため、特別徴収の実施をお願いいたします。帯広市では現在、特別徴収義務者完全指定の取組みを推進しています。手続き等については、市民税課（直通電話 0155-65-4120）にお問合せください。

14 建設業退職金共済制度等への加入について

労働者の退職金制度確立のため、未加入事業主においては早急に加入していただきますようお願いいたします。また加入事業主におかれましては、「共済手帳受払簿」及び「共済証紙受払簿」を作成し、貴社の労働者の証紙の貼付はもとより、下請負人に対する証紙の交付と貼付の確認を徹底してください。

掛金は、インターネットを利用した電子申請方式による納付も可能です。

なお、「帯広市発注工事に係る元請事業主による建設業退職金共済制度関係事務受託処理要領」に基づき、下請を含めた建退共証紙の適正な貼付を確認するため「建退共証紙貼付実績書」を工事完成後に提出していただくことにしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

15 産業廃棄物の適正処理について

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）では「特定建設資材（コンクリート、木材等）」については、その再資源化が特に必要なものと位置づけられています。建設現場から廃棄物が発生した際には、この法律を遵守のうえ、排出者責任のもと適正な処理に努めてください。

16 継続雇用の確認について

建設工事を適正に実施するためには、技術者等は所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。このため、配置予定技術者の雇用が3ヶ月以上継続していることが確認できる書類（監理技術者資格者証または雇用保険被保険者証等）の写しを「技術者及び現場代理人届」と併せて提出してください。

17 「工事カルテ」の作成について

建設業者の技術者等の工事実績（雇用形態、技術者個人の工事実績等）を把握するため、受注業者は各特記仕様書に基づき、工事実績情報サービス（CORINS）による「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出してください。

18 暴力団排除の取組みについて

帯広市は、「帯広市暴力団排除条例」を施行し、公共事業等からの暴力団の排除に取り組んでいます。下請契約や物品調達契約等にあたっては暴力団関係事業者の排除に努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策にご協力くださいますようお願いいたします。

19 ハラスメントの防止について

ハラスメントは、相手に精神的、身体的な苦痛を与え、職場環境を悪化させるものであることから、帯広市ではその防止に取り組んでいます。

受注業者におかれましても、厚生労働省が示すハラスメント防止に対する考え方などを参考にして、ハラスメントの防止に取り組んでください。

厚生労働省	ハラスメント防止	検索
-------	----------	----

20 下請負人の皆様へ

下請負人の皆様におかれましても、本文書の趣旨を十分にご理解いただき、労働者の賃金及び安全衛生その他の労働条件の改善等に努めてください。

また、工事等をさらに下請する場合には、元請企業としての立場で、下請契約の適正化や下請負人への指導等に努めていただきますようお願いいたします

令和7年3月改定 公共工事設計労務単価 (所定労働時間内8時間当たりの単価)

市発注の工事は、下記の最新公共工事設計労務単価を用いて積算しています。下請契約においては、市の積算の考え方を踏まえ、適正な水準の賃金支払に対する配慮をお願いします。

※囲み内の3職種は、R3・5年度に実施した実態調査の両方で、実際の平均支払単価が、市の積算単価と比較して90%未満の低い状況が続いていることを確認しています。また、下線を付けた6職種についても、R5年度の実態調査で90%未満の低い状況を確認しています。賃金の支払水準の改善に対して、特段のご配慮をお願いします。

職 種	金 額	職 種	金 額
特殊作業員	25,300	土木一般世話役	27,800
	(35,600)		(39,100)
<u>普通作業員</u>	20,900	型わく工	27,200
	(29,400)		(38,200)
<u>軽作業員</u>	18,900	<u>大工</u> ※	28,600
	(26,600)		—
造園工	23,900	<u>左官</u>	30,200
	(33,600)		(42,500)
法面工	31,800	配管工	25,500
	(44,700)		(35,900)
<u>とび工</u>	28,600	はつり工	30,600
	(40,200)		(43,000)
ブロック工	29,100	<u>防水工</u>	31,200
	(40,900)		(43,900)
<u>電工</u>	27,600	<u>板金工</u>	29,900
	(38,800)		(42,000)
鉄筋工	29,600	サッシ工	29,000
	(41,600)		(40,800)
鉄骨工	30,000	<u>内装工</u>	28,000
	(42,200)		(39,400)
塗装工	29,000	ガラス工	25,700
	(40,800)		(36,100)
溶接工	31,100	建具工※	25,300
	(43,700)		—
運転手（特殊）	25,900	ダクト工	25,200
	(36,400)		(35,400)
運転手（一般）	21,500	保温工	28,400
	(30,200)		(39,900)
橋りょう特殊工	34,800	設備機械工	28,500
	(48,900)		(40,100)
橋りょう塗装工	36,600	交通誘導員A	17,500
	(51,500)		(24,600)
橋りょう世話役	45,000	交通誘導員B	14,600
	(63,300)		(20,500)

・上段：公共工事設計労務単価（労働者に支払われる賃金相当額）／下段：建設労働者の雇用に伴い必要になる、法定福利費の事業主負担分、労務管理費、宿舍費等を公共工事設計労務単価に加算した額（参考値）

※大工・建具工については、北海道開発局の単価を掲載